

政策会議付議事案書（令和6年10月15日）

提案課名 交通住宅課

報告者名 大嶋崇志

事案名	「はだの丹沢ライフ応援事業助成金」の内容を更新し、継続実施することについて	有 資料 無
目的・必要性	本市で新たに住居を取得した若者世帯に助成金を交付する「はだの丹沢ライフ応援事業」は、本市の移住定住促進施策として令和4年度から実施しています。この事業は令和6年度末までの3年サンセット方式で実施し、その効果等を検証するものとしています。 本市の人口動態（社会増減）は、令和3年から3年連続で増加しておりますが、県西部は人口減少傾向が顕著であり、新型コロナウイルスの影響による都心部から郊外への転出傾向が鈍化する動きなどもあることから、切れ目ない移住定住促進施策の実施が求められます。 従って、これまでの利用状況や課題等を検証し、本市が描く将来像により適合した制度としつつ、財政面でも持続可能な規模となるよう制度内容を更新し、令和7年度以降も引き続き若者世帯の住宅取得を支援することで、本市への移住定住促進を図るものです。	
経過・検討結果	【経過】 - 令和4年4月1日 はだの丹沢ライフ応援事業開始 4年度実績 91世帯に39,400千円交付 5年度実績 286世帯に121,800千円交付 - 令和6年7月 部長会議にて、これまでの結果及び検証内容を報告（資料参照） 【課題】 - 当初制度設計時に想定外だった事案（中古住宅リフォーム時の申請時期の遅れ、名義変更（相続、贈与）による住宅取得等）に対応できる制度への改善 - 結婚新生活加算の対象検討（対象範囲を見極め、「新婚」支援の意義を明確化） - さと地共生住宅開発制度の活用（上地区活性化への貢献につながる制度へ） - 財政負担の増大防止、財源の確保（加算の内容精査、新たな財源の検討）	

決定等を要する事項	「はだの丹沢ライフ応援事業助成金」について、内容更新のうえ、引き続き実施すること。 1 更新する事項について (1) 運用について ア 申請可能期間 住民票の異動又は所有権保存登記が完了した日のいずれか遅い方から3か月以内とする イ 新居の取得形態 建築・購入に基づく取得のみとする ウ 対象年齢 40歳以下のみ対象とする（夫婦の場合両者とも） エ 対象世帯 申請者が外国籍市民の場合、永住権があることを条件とする オ 居住要件 10年以上とする (2) 加算内容について ア 結婚新生活加算 「婚姻からの経過期間」を3年とする イ さと地共生住宅開発許可制度加算 さと地共生住宅開発許可制度の利用に関わらず、上地区全域を対象とする ウ 同居・近居加算（新設） 親との同居又は親が市内に1年以上在住している場合は10万円を加算する 2 結婚新生活加算について 「はだの丹沢ライフ応援事業助成金」の結婚新生活加算の設定については、今後、こども家庭庁所管の「結婚新生活支援事業」活用の検討状況により、柔軟に対応するものとする。
今後の取扱い	令和7年2月 令和7年3月第1回定例月会議に令和7年度当初予算案を上程 〃 3月 予算案議決後、直ちに新制度内容を公表し、周知 〃 4月 新制度の施行（新制度要綱の施行）

「はだの丹沢ライフ応援事業助成金」の内容を更新し、 継続実施することについて

交通住宅課

趣旨

はだの丹沢ライフ応援事業助成金交付要綱（第1条）抜粋

若者世帯等の定住を促進し、本市の人口減少の抑制及び社会増につなげることを目的とする

1 これまでの成果

（1）利用実績

令和4年度 91件/39,400千円

令和5年度 286件/121,800千円

※加算種別は子育て加算、結婚新生活加算、転入加算の該当世帯が多い

（2）アンケート結果等

- ・故郷、ふるさとの要因の割合が高い（2位）
- ・事業の動機づけとして助成金が住宅購入の後押しになったという回答の割合が高い（「どちらかと言えば後押しになった」も含めると84%）

2 事業継続の理由

- ・人口社会増（令和3年～5年で3年連続）
- ・経済的な支援による転入促進、転出抑制効果
- ・市施策の明示（加算内容で反映）

3 事業継続の条件

- ・これまで実務上で生じた事案を改善
- ・加算内容の見直し
- ・財政負担とのバランスを考慮

4 事業検証による課題

- ・当初制度設計時に想定外だった事案へ対応できる制度へ改善（申請時期や住宅取得の形態について）
- ・結婚新生活加算の対象検討（対象範囲を見極め、「新婚」支援の意義明確化）
- ・さと地共生住宅開発許可制度活用促進（上地区活性化への貢献につながる制度へ）
- ・財政負担の増大防止、財源の確保（加算の内容精査、新たな財源の検討）

5 主な変更案

(1) 制度について

申請可能期間、対象年齢、居住要件等（別表 1 参照）

(2) 加算について

既存加算の見直し、新規加算の検討（別表 2 参照）

6 新制度による補助額の考え方

- ・ 財政負担が増大しないような制度設計
- ・ 国庫補助活用の検討

別表 1 主な制度の変更案

	現状	変更（案）	変更理由
申請可能期間	住民票を異動し、所有権保存登記が完了した日から3か月以内	住民票の異動又は所有権保存登記が完了した日のいずれか遅い方から3か月以内	中古住宅を取得してのリフォームは、登記後3か月以内に工事が完了せず、居住できないケースがある
新居取得形態	特に限定なし	建築・購入に基づく取得のみとする	経済的支援が目的のため、名義変更（相続、贈与）による取得は対象外とする
対象年齢	原則40歳以下（夫婦の場合両者とも） 次の場合は制限を解除 ・空家バンク利用 ・さと地共生住宅開発許可制度利用	40歳以下とし、例外は認めない （例外はR4～5年度で4件のみ）	若者世帯の定住促進を目的とする
対象世帯	外国籍市民については制限がない	申請者が外国籍市民の場合、永住権があることを条件とする	定住促進を目的とする
居住要件	要綱第4条(2) 継続的に <u>3年以上居住</u> する予定であること	10年以上とする	国庫補助（社会資本整備総合交付金事業）の交付要件

別表 2 加算について

	現状	変更(新設)(案)	変更(新設)理由
結婚 新生活	住居取得(建築・購入等)契約日から遡り5年以内の世帯に10万円	3年以内とする	・5年以内では現行制度利用者の65.3%が該当 ・基本額と本加算のみの利用は7.2% ・何かしらの加算に重複し、加算の意義が薄い
さと地 共生住宅 開発許可 制度活用	制度利用による住宅取得に10万円	さと地共生住宅開発許可制度の利用に関わらず、上地区内での住宅取得に10万円	・上地区の地域活性化の促進
同居・ 近居 【新規】	なし	次のいずれかに該当する場合に10万円 ・親との同居 ・親が市内に1年以上在住	・利用者アンケートによる本市選択として「親や知り合いの家に近い」が45.5% ・高齢独居、介護、子育て、空家など様々な社会課題の改善効果を見込む